5. 夏期特別休暇

1日以上の夏期特別休暇を与えている病院は

78.9%で,前回調査より11.4ポイント増加した 《**図9**》。夏期特別休暇を与えている病院について, 平均日数は3.7日である《統計表第123表》。

Ⅵ 母性保護・育児支援・介護休暇

1. 出産者比率

調査回答病院では、1990年度に女性看護職員の 5.1%にあたる出産者があった。出産者の比率は 前回調査(6.2%)より低下した。

病院設置主体別にみて、出産者比率が6%を超えるのは、「都道府県」「市町村」「厚生連」、逆に、3%に満たないのは「船員保険会」「健康保険組合およびその連合会」「国民健康保険組合」「学校法人」である《統計表第127表》。

2. 育児休業制度·育児休業取得状況

調査時点は「育児休業法」施行の6ヵ月前であり、この時点で育児休業制度が「ある」と回答した病院は67.4%(国立以外の病院については63.8%)である《統計表第126表》。

育児休業制度があり、かつ1990年度に出産者があった病院について、育児休業取得率(育児休業取得者数÷出産者数)は、平均58.8%である《表8》。育児休業取得率には病院間でかなりの差が見られ、育児休業利用者がまったくいなかった病

表 8 育児休業制度の利用状況*

	出産者のうち 育 休 取 得 者	平 均 育 休 期 間 (育休取得者について)
1990年実績	58.8%	6.5ヶ月
1986年実績	48.3	6.3

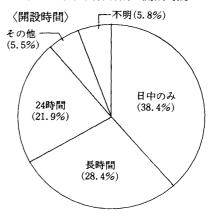
^{*}育児休業制度のある病院について集計

院は16.4% (前回調査15.7%), 出産者のすべて が利用した病院は29.8% (同17.5%) である。平 均育休取得率は前回調査より高く, 平均取得期間 ものびるなど, 育児休業制度の利用が拡大したと 見られる。

3. 施設内保育所

病院内に看護職員が利用できる保育施設を開設している病院は38.1%で《図10》,前回調査(34.9%)より増加した。保育所の開設時間帯は「日中のみ(8時間未満)」が最も多いが,看護職員の不規則な交替制勤務に対応して「長時間」「24時間」保育を行っている保育所が約半数にのぼる。また、「その他」には、週のうち何日かを長時間、

図10 施設内保育所の開設時間



〈施設内保育所のある病院 (%)〉

38.1%		

または24時間開設する保育所、準夜勤帯のみ開設する保育所などが含まれる。

調査時点で施設内保育所を利用している看護職 員は,906病院で11320人である《統計表第124表》。

病院設置主体別にみて、施設内保育所をもつ病院の比率が前回調査より増えたのは、「共済組合およびその連合会」「公益法人」「医療法人」「会社」「個人」である。

施設内保育所について厚生省の補助金を受けている病院は、42.2%である《統計表第125表》。

4. 育児時間の利用状況

育児時間の付与は、法定措置(「生後満1年に満たない生児を育てる者に対して、1日2回それぞれ少なくとも30分以上の育児時間を与える」(労働基準法))である。

「利用者がある」と回答した病院は47.2%,「該 当者はいたが利用者なし」と回答した病院は21.9 %である《統計表第128表》。育児時間を利用しや すい職場環境・体制の整備が求められる。

5. 産前の母性保護措置

法定の母性保護措置(夜勤・超過勤務の減免) 以外の措置について,回答を求めた(複数回答)。

出産前の母性保護措置は、「配置転換」を行う 病院が最も多く25.0%、ついで、「通院休暇」を 与える病院が14.4%である。「特に措置はない」 と回答した病院は56.3%である《統計表第129表》。

6. 産後の母性保護措置

法定の母性保護措置(夜勤・超過勤務の減免, 育児時間)以外の措置について,回答を求めた (複数回答)。

出産後の母性保護措置は、「育児休業」が最も 多く67.4%、「配置転換」が26.8%、「保育所等と の関係で出退時間に配慮」が16.7%などである。 「特に措置はない」と回答した病院は、22.7%で ある《統計表第130表》。

7. 介護休暇 (職) 制度

介護休暇制度を「設けている」病院は15.2%, 「制度としてはないが個別に対応している」病院 は18.8%である《統計表第131表》。

病院設置主体別にみて介護休暇制度を設けている率が高いのは,「国(労働福祉事業団)(84.0%)」「都道府県(72.1%)」である。

表9 介護休暇制度

設けている	15.2%
設けていない	62.8
制度としてはないが個別に対応している	18.8
無 回 答・不 明	3. 2

VII 賃 金

1. 給 与 表

看護職員に適用される給与表の有無について, 国家公務員医療職俸給表(三)(以下,「医(三) 表」と略す)が適用されている国立施設以外の病院にたずねた。「施設独自の給与表がある」病院は45.5%,「地方自治体・病院設置主体の上部組織などで定められた給与表を適用している」病院